

「公益信託小平グループ交通遺児育英奨学基金」による奨学生募集要領
(令和6年度)

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

この公益信託は、一家の支柱である保護者の方が、交通事故によって亡くなられた、または重い障害を負ったことにより、栃木県内の交通遺児等の皆さまが、勉学の機会を拡大し思う存分勉学に打ち込めるよう育英奨学金を給付することを目的として設定されたものです。

令和6年度の給付事業として下記の要領により、奨学金受給希望者を募集します。対象者の生徒・学生の皆さまにおかれましては、ぜひとも応募をご検討いただくことを期待しております。

記

1. 応募資格

当基金の奨学生は次の各号のいずれにも該当する方

- (1) 交通遺児等である者（交通事故により死亡、または重度後遺障害※を負った者の子弟である者）
- (2) 栃木県内に居住する者で高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等に在学する生徒もしくは学生、または栃木県出身者で栃木県外の短期大学、大学に在学する学生
- (3) 経済的理由により修学困難な者

※重度後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1および別表第2の第1級・第2級・第3級に該当する障害

2. 応募方法

奨学生希望者は、次の書類を当基金に提出してください。なお、提出いただいた応募書類は一切返却いたしません。

- (1) 親権者およびそれに準ずる者と連署した当基金あての奨学生願書（様式1）
- (2) 在籍するまたは卒業した学校の学校長の推薦書（様式2）
- (3) 令和6年4月現在の在学証明書（学校所定書式）
- (4) 保護者が重度後遺障害者の場合、自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書の写し等（ご不明な場合は、後記記載のお問合せ先までご相談ください）

3. 募集人数

高等学校、高等専門学校に在学している生徒	若干名
短期大学、大学に在学している学生	若干名

4. 応募締切日

令和6年5月24日（金）

（裏面に続く）

5. 奨学金の給付

- (1) 奨学金は6か月分を7月および1月に給付します。
- (2) **奨学金の返還義務はありません。**
- (3) 次の事由が生じた場合には、奨学金給付を差し止めることがあります。
 - ① 傷痍疾病などのため成業の見込がなくなったとき
 - ② 学業成績または性行が不良となったとき
 - ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ④ 学校に在籍しなくなったとき
 - ⑤ 前各号の他、奨学生として適当でない事実または状況が生じたとき

6. 給付金額

(1) 通常の奨学金

高等学校、高等専門学校に在学する生徒または学生	年間 24万円
短期大学、大学に在学する学生	年間 36万円

(2) 入学祝い金

高等学校に相当する学校に入学した場合：入学後の初回給付時に5万円

(3) 卒業準備金

高等学校に相当する学校の最終学年の生徒または学生：最終学年度に5万円

7. 給付期間

奨学金を給付する期間は、原則として正規の最短修学期間とします。

8. 奨学生の採用

奨学生願書および学校長推薦状にもとづき当基金の運営委員会が奨学生を選考し、決定します。

令和6年7月目途に奨学志願者に決定通知を送付します。

*応募資格などご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までお気軽にご照会ください。

【申請書提出先（お問合せ先）】

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課

TEL 0120-622372（受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く）

公益信託小平グループ交通遺児育英奨学基金

奨学生願書・推薦書ダウンロードページ

https://www.tr.mufg.jp/shisan/kouekishintaku_list.html#1

（三菱UFJ信託銀行ホームページ：公益信託 募集案内）

